

船舶安全法施行規則

1. 案内情報

- 手続名 : 準備検査
- 手続根拠 : 船舶安全法施行規則第65条の6第1項
- 手続対象者 : 船舶等の製造者又は所有者
- 提出時期 : 物件等を備え付けようとする船舶について、同法第2条第1項の規定の適用を受けることが定まっていな間において、あらかじめ、当該物件等に係る定期検査又は予備検査に準じた検査（準備検査）を受けようとするとき。
- 提出方法 : 申請書を物件等の所在地を管轄する地方運輸局等へ提出してください。
- 手数料 :
- 添付書類・部数 : 同規則第65条の6第3項に規定されている書類。（詳しくは、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。）
- 申請書様式 : 申請書
- 記載要領・記載例 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 :
- 北海道運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 011-290-2771
 - 東北運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 022-791-7516
 - 関東運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 045-211-7225
 - 北陸信越運輸局海事部船舶安全環境課 025-285-9158
 - 中部運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 052-952-8021
 - 近畿運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 06-6949-6426
 - 神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課 078-321-7052
 - 中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 082-228-8794
 - 四国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 087-802-6825
 - 九州運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 092-472-3174
 - 沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 098-866-1838
- 受付時間 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- 相談窓口 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- 審査基準 : 船舶安全法関係技術基準省令等
- 標準処理期間 : 現場における検査終了後2日。
- 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。